

第3章 災害復旧・復興計画関係の資料

大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月5日条例第18号

改正

昭和50年3月17日条例第6号
昭和52年3月26日条例第15号
昭和53年7月5日条例第21号
昭和56年10月7日条例第30号
昭和57年10月1日条例第22号
昭和62年3月26日条例第12号
平成3年12月26日条例第34号
平成20年6月16日条例第17号
平成23年12月19日条例第22号
平成31年3月20日条例第4号
令和元年12月18日条例第24号

大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地である場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給した場合は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定は、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失の全てを含む。)した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大野城市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例は、昭和51年9月7日から適用する。

附 則(昭和53年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大野城市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例は、昭和53年1月14日から適用する。

附 則(昭和56年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日

以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成20年6月16日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月12日規則第27号

改正

平成15年4月18日規則第18号

平成21年2月19日規則第3号

平成31年3月20日規則第12号

大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長はこの市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第4条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 同一県内の他市町村での負傷を理由とする借入申込者にあつては、負傷地の官公署の発行する被災証明書
- (3) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (4) その他市が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第5条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、

当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第2号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第3号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、災害援護資金借用書(様式第4号。以下「借用書」という。)に、保証人を立てる場合は、保証人が連署した上、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市は前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第7号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第13号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第15条 借受人又は保証人の氏名、住所その他借用書に記載された事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を記載した氏名等変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第16条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月9日から適用する。

附 則 (平成15年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月19日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式の内紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成31年3月20日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

大野城市災害見舞金支給要綱

昭和50年4月12日要綱第1号

改正

昭和52年2月15日要綱第1号
昭和59年6月21日要綱第4号
平成11年7月7日要綱第15号
令和3年11月24日要綱第63号

大野城市災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際して当該災害による被災者に対して支給する災害見舞金及び弔慰金に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 市長は、市内において発生した災害に伴い、次に掲げる被害が生じた場合（被災者の故意又は重大な過失により被害が生じた場合を除く。）は、被災者に対し災害見舞金又は弔慰金を支給する。

(1) 住家の全壊、半壊、全焼、半焼、流失又は浸水

(2) 死亡者、重傷者又は行方不明者の発生

2 前項の規定にかかわらず、死亡者又は行方不明者に対し他の弔慰金等が支給されたときは、災害見舞金及び弔慰金を支給しない。

第3条 災害見舞金及び弔慰金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失

1世帯当たり 50,000円

ただし、1人世帯には 30,000円

(2) 半壊又は半焼

1世帯当たり 30,000円

ただし、1人世帯には 20,000円

(3) 床上浸水

1世帯当たり 10,000円

(4) 死亡者に対する弔慰金又は行方不明者に対する災害見舞金

1人につき 100,000円

(5) 重傷者に対する災害見舞金

1人につき 50,000円

(6) 床下浸水

1世帯当たり 5,000円

(支給方法)

第4条 災害見舞金は被災世帯主に、弔慰金は遺族に対し支給するものとする。ただし、行方不明者に対する災害見舞金は弔慰金に準じて交付する。

(遺族の範囲)

第5条 前条に規定する遺族は次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしてないが死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び死亡当時その者と生計を同じくしていた者

(3) 前号に掲げる者のほか死亡当時、その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とする。

3 第1項に掲げる者が災害見舞金又は弔慰金を受ける順位は第1項各号の順位による。この場合において第1項第2号に掲げる者の災害見舞金又は弔慰金を受ける順序は、同号に掲げる順序とする。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則（昭和52年要綱第1号）

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年要綱第4号）

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成11年要綱第15号）

この要綱は、平成11年7月7日から施行し、改正後の大野城市災害見舞金支給要綱の規定は、平成11年6月1日から適用する。

附 則（令和3年11月24日要綱第63号）

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

5 5 福岡県災害見舞金等支給要綱

(昭和49年9月11日決裁)

改正 昭和57年4月1日

改正 平成24年10月4日

改正 令和元年9月6日

改正 令和2年12月17日

改正 令和5年1月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当たり 100,000円(ただし、1人世帯には50,000円)

- (2) 半壊又は半焼した世帯
1世帯当たり 50,000円（ただし、1人世帯には25,000円）
- (3) 床上浸水した世帯
1世帯当たり 30,000円（ただし、1人世帯には15,000円）
- (4) 死者又は行方不明者
1人につき 200,000円（ただし、県民（県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。）以外の場合には30,000円）
- (5) 重傷者
 - ア 県民の場合、1人につき100,000円以内（その支給基準は別表による。）
 - イ 県民以外の場合、1人につき15,000円

（支給の方法）

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

（遺族等の範囲）

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）
 - (2) 子、父母、孫又は祖父母
 - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。
- 3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請の手続）

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第1号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。

- (1) 災害救助法第2条の災害 災害救助法適用の日から3か月以内
 - (2) 第2条第1号の災害 災害発生の日から3か月以内
 - (3) その他の災害 災害発生の日から1か月以内
- 2 第6条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から5日以内に、様式第2号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。
- 2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和

元年7月21日以降に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和4年9月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1か月以上3か月未満	40,000円
同 上	3か月以上6か月未満	60,000円
同 上	6か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

第4章 原子力対策関係の資料

玄海原子力発電所の概要

(九州電力ホームページより引用)

原子力発電所は、他の石油などのエネルギー源と比べ、資源の安定供給面、環境問題、経済面などで利点を備えています。

玄海原子力発電所は、1号機が1975年10月に営業運転を開始して以来、増大する電気エネルギー需要に符合するように、2号機、3号機、4号機と建設され、出力347万8千kWの発電所となりました。

その後、1号機は2015年4月27日に、2号機は2019年4月9日に運転終了となり、現在の総出力は236万kWとなっています。

これからも安全確保を最優先に所員一丸となって、1号機・2号機の計画的な廃止措置と、3号機・4号機の安全・安定運転に努めてまいります。

■概要

	1号機	2号機	3号機	4号機
位置	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村			
用地面積	約87万㎡			
電気出力	55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
原子炉形式	加圧水型軽水炉(PWR)			
熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW	342万3千kW
燃料種別	—	—	低濃縮(約4%) 二酸化ウラン、 ウラン・プルトニウム 混合酸化物	低濃縮(約4%) 二酸化ウラン
燃料装荷量	—	—	約89トン	約89トン
運転開始	1975年10月	1981年3月	1994年3月	1997年7月
運転終了	2015年4月	2019年4月	—	

■外観図



原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。
- 2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

- 第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。
- 2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。
- (1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

- 3 丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。
- 4 甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。
- 5 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。
- 6 甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

(現地確認)

第4条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

- 2 甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べるができるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。

(損害の補償)

第5条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第6条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

- 2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第7条 第2条第5項に定めた平常時の情報提供については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定める

ものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 小川 洋

乙 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市
糸島市長 松本 嶺男

丙 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明

原子力発電所のトラブル評価尺度

国際原子力事象評価尺度 (INES) は、国際原子力機関 (IAEA) と経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) が定めた尺度で、平成4年3月に各国に採用が勧告されました。わが国では、平成4年8月から正式運用を開始しました。

原子力施設等の異常事象や事故は、その深刻度に応じて7つのカテゴリーに分類されます。各国は、異常事象や事故の深刻度をこの尺度を使って判定し、発表します。

東京電力福島第一原子力発電所事故はその放射性物質の放出量から最も深刻な事故であることを示すレベル7 (暫定評価) と判断されています。

国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES)

	レベル	基準			参考事例 (INESの公式評定でないものも含まれている)
		基準1:人と環境	基準2:施設における放射線ハリアと管理	基準3:深層防護	
事故	7 (深刻な事故)	・広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出			・旧ソ連チエルノブイリ発電所事故 (1986年) 暫定評価 ・東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故 (2011年)
	6 (大事故)	・放射性物質の相当量の放出			
	5 (広範囲な影響を伴う事故)	・放射性物質の限定的な放出 ・放射線による数名の死亡	・炉心の重大な損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い施設内の放射性物質の大量放出		・アメリカスリーマイルアイランド発電所事故 (1979年)
	4 (局所的な影響を伴う事故)	・軽微な放射線物質の放出 ・放射線による少なくとも1名の死亡	・炉心の全放射線量の0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷 ・公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性の高い相当量の放射性物質の放出		・ジェーシーオー臨界事故 (1999年)
異常な事象	3 (重大な異常事象)	・法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく ・放射線による非致命的な確定的健康影響	・運転区域内での1Sv*(シーベルト)/時を超える被ばく総量率 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低いが見積りで予想していない区域での重大な汚染	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態 ・高放射能密封罐の紛失または盗難	
	2 (異常事象)	・10mSv(ミリシーベルト)を超える公衆の被ばく ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく	・50mSv(ミリシーベルト)/時を超える運転区域での放射線レベル ・設計で予想していない施設内の域内の相当量の汚染	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥	・美浜発電所2号機 蒸気発生器伝熱管損傷事故 (1991年) ・大洗研究開発センター燃料研究棟作業員被ばく事故 (2017年)
	1 (逸脱)			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく ・低放射能の罐の紛失または盗難	・「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故 (1995年) ・敦賀発電所2号機1次冷却材漏れ (1999年) ・浜岡原子力発電所1号機余熱除去系配管破断事故 (2001年) ・美浜発電所3号機二次系配管破断事故 (2004年)
尺度未満	0 (尺度未満)	安全上重要ではない事象		0+ 安全に影響を与える事象 0- 安全に影響を与えない事象	
評価対象外		安全に関係しない事象			

※シーベルト(Sv):放射線が人体に与える影響を表す単位(1ミリシーベルトは1シーベルトの1000分の1)

出典: 環境省「放射線による健康影響等に関する統合的な基礎資料(平成30年度版)」より作成

緊急時モニタリングの概要

■緊急時におけるモニタリング

県（福岡県モニタリング本部）は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、国が立ち上げ、統括する緊急時モニタリングセンターに参画する。

国は、指針に基づき、県があらかじめ策定する「緊急時モニタリング計画」を参照して、原子力災害の状況、気象情報などを参考にしつつ、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮し、「緊急時モニタリング実施計画」を策定して、緊急時モニタリングを実施する。

県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間、「緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを実施し、「緊急時モニタリング実施計画」策定後は、国の指揮の下、緊急時モニタリングに所要の協力を行う。

■緊急時モニタリング結果の報告・共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価などをオフサイトセンター放射線班と共有する。

緊急時モニタリング結果については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。

モニタリングの実施方法

■モニタリングポスト等による常時測定

県は、県内各地域の比較的人口が密集する地点に設置したモニタリングポスト及び固定式電子線量計において、放射線量を常時監視するものとし、今後、必要に応じて拡充していくものとする。

また、警戒事態以降においては、モニタリングポストの監視頻度を引き上げるなど放射線量の監視体制を強化する。

県内のモニタリングポスト設置場所

設置場所	所在地	地上高さ
引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	1 m
福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	
県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	
福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	
県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	18.9m
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	1 m
県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	

県内の固定式電子線量計設置場所

設置場所	所在地	地上高さ
姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	1 m
鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1	
福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4	
加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1	
志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836	
糸島市交流プラザ 二丈館	糸島市二丈深江 1360	
上深江公民館	糸島市二丈上深江 469-1	

■サーベイメータによる県内全域の測定

県は、モニタリングポストなどによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。また、自然災害によるモニタリングポストなどの損壊や電源供給の途絶などにより、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。

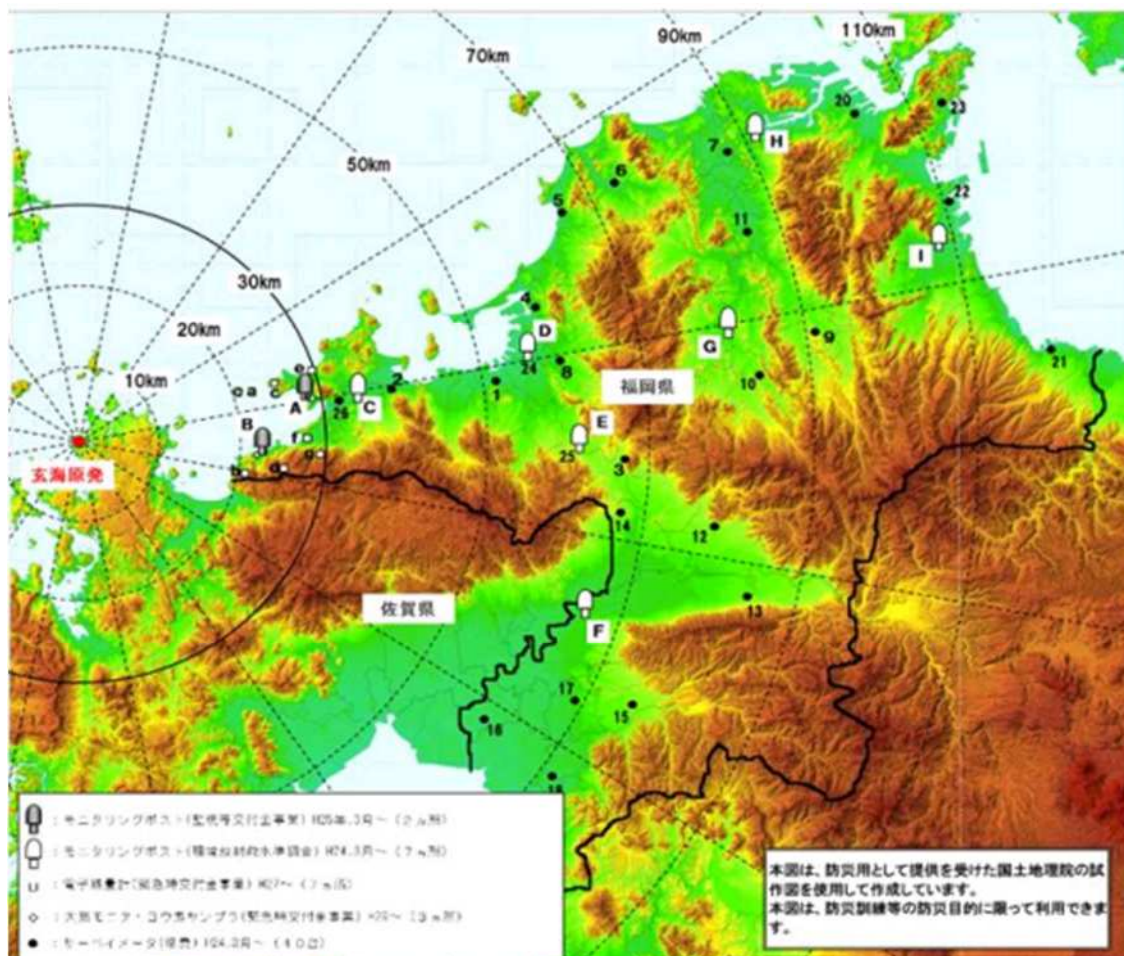
なお、サーベイメータについては、必要に応じて拡充していくものとする。

県内のサーベイメータ配備場所及び配備地図

番号※	配備場所	所在地台数	台数	
			低線量用	高線量用
1	福岡西総合庁舎	福岡市中央区	1	1
2	福岡普及指導センター	福岡市西区	1	-
3	農林業総合試験場	筑紫野市	1	-
4	福岡女子大学	福岡市東区	1	-
5	北筑前普及指導センター	福津市	1	-
6	宗像総合庁舎	宗像市	1	-
7	宗像総合庁舎遠賀分庁舎	水巻町	1	-
8	計量検定所	粕屋町	1	-
9	田川総合庁舎	田川市	1	-
10	北部家畜保健衛生所	嘉麻市	1	-
11	直方総合庁舎	直方市	1	-
12	朝倉総合庁舎	朝倉市	1	-
13	農林業総合試験場資源活用研究センター 苗木花き部	久留米市	1	-
14	九州歴史資料館	小郡市	1	-
15	八女総合庁舎	八女市	1	-
16	工業技術センターインテリア研究所	大川市	1	-
17	筑後農林事務所	筑後市	1	-
18	南筑後普及指導センター	みやま市	1	-
19	大牟田総合庁舎	大牟田市	1	-
20	小倉総合庁舎	北九州市小倉北区	1	-
21	豊前総合庁舎	豊前市	1	-
22	苅田港務所	苅田町	1	-
23	門司学園高等学校	北九州市門司区	1	-
24	福岡県庁（環境保全課）	福岡市博多区	2	-
25	福岡県保健環境研究所	太宰府市	4	-
26	糸島市役所	糸島市	5	5
合計			34	6

※この表中の番号は、以下の図（福岡県のモニタリング機器の配置）中のサーベイメータの配備場所の番号と一致するものである。

福岡県のモニタリング機器の配置



原子力災害における広域的避難

■糸島市民の受け入れ

糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難する等、糸島市等が取るべき措置を定めるため、個別計画を作成するものとする。

避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するとともに、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。

受入市町における指定避難所の収容可能人数一覧（令和5年3月1日時点）

市町村名	人数	市町村名	人数
福岡市	11,397	那珂川市	555
筑紫野市	573	宇美町	372
春日市	1,000	篠栗町	235
大野城市	548	志免町	299
宗像市	495	須恵町	279
太宰府市	1,158	新宮町	257
古賀市	345	久山町	120
福津市	2,940	粕屋町	650
		合計	21,223

■県内市町村への避難等

玄海原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて対象地域を越える地域においても屋内退避を実施する。また、放射性物質の拡散により、対象地域を越える地域において、住民の避難等が必要となる場合については、放射線量の実測値などを踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。

また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。

なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力防災訓練の成果など、避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。

■県外への避難等

県外に避難等しなければならない場合は、国の助言を踏まえるとともに、佐賀県及び長崎県と連携し、「九州・山口9県災害時応援協定」などの協定を活用して、必要な調整を行うものとする。

県内全市町村の避難所における収容可能人数（令和5年2月1日時点）

番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	番号	市町村名	避難所数	収容可能人数
1	北九州市	501	158,376	31	篠栗町	31	5,848
2	福岡市	435	126,063	32	志免町	43	11,113
3	大牟田市	48	37,792	33	須恵町	19	8,381
4	久留米市	178	44,940	34	新宮町	26	12,363
5	直方市	51	16,311	35	久山町	19	4,535
6	飯塚市	63	39,506	36	粕屋町	45	9,694
7	田川市	24	6,959	37	芦屋町	2	1,338
8	柳川市	56	9,716	38	水巻町	22	9,570
9	八女市	23	6,413	39	岡垣町	16	2,604
10	筑後市	33	1,571	40	遠賀町	15	6,517
11	大川市	26	4,857	41	小竹町	15	19,103
12	行橋市	29	27,086	42	鞍手町	20	8,700
13	豊前市	17	3,475	43	桂川町	8	4,870
14	中間市	12	7,252	44	筑前町	10	3,470
15	小郡市	29	9,715	45	東峰村	29	1,925
16	筑紫野市	96	70,121	46	大刀洗町	13	3,650
17	春日市	67	11,982	47	大木町	8	6,440
18	大野城市	55	10,976	48	広川町	10	1,854
19	宗像市	38	5,640	49	香春町	20	7,428
20	太宰府市	22	10,555	50	添田町	63	6,850
21	古賀市	17	1,473	51	糸田町	10	2,125
22	福津市	21	6,620	52	川崎町	14	2,570
23	うきは市	36	4,680	53	大任町	6	3,900
24	宮若市	19	4,680	54	赤村	9	1,281
25	嘉麻市	48	16,931	55	福智町	19	7,514
26	朝倉市	39	11,800	56	苅田町	12	2,262
27	みやま市	26	7,110	57	みやこ町	23	3,118
28	糸島市	47	9,365	58	吉富町	12	2,241
29	那珂川市	15	8,343	59	上毛町	7	2,503
30	宇美町	62	10,224	60	築上町	23	5,660
合計						2,702	859,959